

事務連絡
平成22年1月5日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成21年1月から平成21年12月までに下記の13品目が検定対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例の適用を受け、消防法第21条の9の規定に基づく表示が付され、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

また、基準の特例を適用した検定対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークを見やすい箇所に容易に消えないように表示することとしています。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 泡消火薬剤（消防法施行令（以下「令」という。）第37条第3号）関係 （主な特例項目：使用濃度、発泡性能、消火試験（適応火災））

（1）基準の特例適用品

ア 合成界面活性剤泡消火薬剤（1%型、A火災用）

（ア）申請者 株式会社モリタ

（イ）種別 泡消火薬剤（A火災用泡消火薬剤）

（ウ）型式 合成界面活性剤泡1%（-10℃～+30℃）

（エ）型式番号 泡第21～1号

（2）概要

ア 「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けた合成界面活性剤泡消火薬剤である。

イ 消防隊の消火活動に用いることを想定しており、A火災に適用できるものであり、B火災に対する適応性については確認されていないものである。

ウ 泡消火薬剤に淡水を加え、1容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

2 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係①

（主な特例項目：構造）

（1）基準の特例適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド（プレート付帯ヘッド）

（ア）申請者 千住スプリンクラー株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 1種可溶片型C72、呼称10（小区画、下向き（プレート付帯ヘッド））

（エ）型式番号 ス第21～1号

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（プレート付帯ヘッド）

（ア）申請者 千住スプリンクラー株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 1種可溶片型C72、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））

（エ）型式番号 ス第21～2号

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ア）申請者 能美防災株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型接点付）

（ウ）型式 1種可溶片型C72、呼称8K30（水道連結、下向き）

（エ）型式番号 ス第21～34号

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ア）申請者 能美防災株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型接点付）

（ウ）型式 1種可溶片型C72、呼称8K30（水道連結、下向き）

（エ）型式番号 ス第21～35号

オ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（プレート付帯ヘッド）

（ア）申請者 千住スプリンクラー株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 1種可溶片型C72、呼称10（小区画、下向き（プレート付帯ヘッド））

（エ）型式番号 ス第21～1～1号

カ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（プレート付帯ヘッド）

（ア）申請者 千住スプリンクラー株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 1種可溶片型C72、呼称15（標準r2.6、下向き（プレート付帯ヘッド））

（エ）型式番号 ス第21～2～1号

（2）概要

ア 「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 共同住宅等における外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にカバープレートを装着したものである。なお、カバープレートの作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。

ウ ヘッドを覆うようにカバープレートを設けるため、カバープレートはヘッド本体の感熱体の分解部分に悪影響を及ぼさないように分解し、投げ出されるもので

ある。

エ カバープレートは確実に取り付けられ、かつ、容易に離脱しないものである。

3 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係②

（主な特例項目：放水量、散水分布）

（1）基準の特例適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用）

（ア）申請者 千住スプリンクラー株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用）

（ウ）型式 可溶片型C72、K30（標準r2.6、下向き）

（エ）型式番号 ス第21～7号

（2）概要

ア 「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 住宅用専用として使用され、閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能を高感度に設定し、有効散水半径を2.6メートルとするものである。

ウ 最低使用圧力が0.1メガパスカルにおいて30l/minを確保したものである。

4 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係③

（主な特例項目：散水分布）

（1）基準の特例適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド（r2.8）

（ア）申請者 千住スプリンクラー株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）

（エ）型式番号 ス第21～9号

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（r2.8）

（ア）申請者 千住スプリンクラー株式会社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 可溶片型C96、呼称15（標準r2.8、下向き）

（エ）型式番号 ス第21～10号

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（r2.8）

（ア）申請者 株式会社建設工業社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 可溶片型C96、呼称15（標準r2.8、下向き）

（エ）型式番号 ス第21～24号

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（r2.8）

（ア）申請者 株式会社建設工業社

（イ）種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

（ウ）型式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）

（エ）型式番号 ス第21～25号

（2）概要

ア 「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能が1種のものより高感度に設定しており、有効散水半径を2.8メートルとするものである。

5 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第10号）関係
（主な特例項目：構造）

（1）基準の特例適用品

ア 予作動式（負圧湿式）の流水検知装置

（ア）申請者 株式会社栗本鐵工所

（イ）種別 流水検知装置

（ウ）型式 予作動式（負圧湿式）、開放型125（10K、縦）

（エ）型式番号 流第21～12号

（2）概要

ア 「流水検知装置の技術上の規格を定める省令」（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 予作動式（負圧湿式）の流水検知装置については、一次側に加圧水等を満たし、二次側に水等を満たし、かつ、負圧（大気圧より低い圧力）状態にあり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

ウ 予作動式（負圧湿式）の流水検知装置は、規則第13条の6第1項に掲げる「乾式又は予作動式の流水検知装置」には該当しないものである。

総務省 消防庁 予防課 担当：加藤 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--